

(仮称) ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業

特定事業の選定

ふじみ野市

平成24年4月19日

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

(仮称) ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

ふじみ野市長 高畑 博

(3) 事業の目的

(仮称) ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）は、ふじみ野市（以下「本市」という。）及び三芳町（以下、両市町を併せて「本市町」という。）のごみ処理を担う新たな施設として、(仮称) ふじみ野市・三芳町環境センター（以下「本施設」という。）の整備・運営並びに計画敷地内に存在するふじみ野市立老人福祉センター（施設名称「太陽の家」。以下「老人福祉センター」という。）の解体を行うことを目的とする。なお、本事業の事業実施主体は本市であり、三芳町は本市にごみ処理の事務委託を行う。

併せて、本事業において、本市が本施設の整備・運營業務を民間事業者に一括かつ長期的に委ねることにより、民間事業者が創意工夫をし、もって本施設に対する本市町の財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図ることを目的とする。

(4) 事業の内容

ア 事業方式

本事業は、D B O（Design（設計）－Build（建設）－Operate（運営））方式により実施する。

落札者の構成員及びS P C（落札者の構成員が株主として出資設立する特別目的会社）を選定事業者（以下「事業者」という。）として、本市の所有となる本施設の設計、建設及び運営に係る業務を一括して行うものとする。

イ 契約の形態

(ア) 本市は、事業者と、本事業について事業者が本施設の設計・建設及び運営を一括で発注するため、本事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。

(イ) 本市は、基本契約に基づき、事業者のうち本施設の設計を行う者（以下「設計企業」という。）と本施設の建設を行う者による共同企業体等（以下「建設J V」という。）と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。なお、建設J Vに設計企業を含めないことも認めるが、その場合は、当該J Vは設計業務を設計企業に発注しなければならない。

(ウ) 本市は、基本契約に基づき、S P Cと本事業に係る運營業務委託契約を締結する。

ウ 事業期間

事業期間は次のとおり予定する。

(ア) 特定事業契約の締結：平成25年3月

(イ) 施設整備期間

a 熱回収施設、リサイクルセンター、計量施設及び管理・啓発施設の設計、建設期間
平成25年4月から平成28年3月までの3年間

b 余熱利用施設の設計・建設期間
平成25年4月から平成26年5月までの間に実施すること。

c 老人福祉センターの解体・撤去期間
老人福祉センターの解体・撤去開始時期は、平成25年12月以降とする。事業者は、老人福祉センターの休止期間（6ヶ月間を標準とする。）が短縮されるよう、余熱利用施設の完成時期を考慮のうえ工事計画を提案し、当該施設の解体・撤去を行うこと。

(ウ) 運営期間：平成28年4月から平成43年3月までの15年間

余熱利用施設は、平成26年6月から平成43年3月までの16年10ヶ月を標準とする。
なお、これ以前に運営を開始することも可とする。）

エ 建設予定地の概要

(ア) 建設予定地概要

項目	概要
建設予定地所在地	埼玉県ふじみ野市駒林字北伊佐島1093-3外
整備対象区域面積	約3.54ha

(イ) 土地の使用等に関する事項

本市は、施設の整備期間中、本事業の用に供するため、事業者により本市が有する土地を無償で貸与する。

オ 計画施設の概要

(ア) 新設する施設

施設名	内容
熱回収施設	(1) 対象廃棄物 本市町から発生する、もやすごみ、併設するリサイクルセンターからの可燃残さ、容器包装プラスチック類の資源化残さ、容器包装以外のプラスチック類の資源化残さ (2) 炉形式 全連続式ストーカ炉 (3) 処理能力 71t×2炉=142t/日 (うち災害廃棄物(災害に伴い発生する木くずや粗大ごみ(可燃性、不燃性))の処理として10.5t/日を見込む。) (4) その他 高効率ごみ発電施設の要件を満たすこと
リサイクルセンター	(1) 破碎・選別系列 ア 対象廃棄物 【破碎・選別対象】 ・本市町から発生する、粗大ごみ(可燃性又は不燃性)、もやさないごみ、使い捨てライター

施設名	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市町から発生する、容器包装以外のプラスチック類 【資源物選別対象】 ・ 本市町から発生する、かん イ 処理能力 21.0 t/日 (5 h) ※内訳 ・ 粗大ごみ (可燃性又は不燃性)、もやさないごみ類 18.0 t/日 (5 h) ・ 容器包装以外のプラスチック類 2.0 t/日 (5 h) ・ かん 1.0 t/日 (5 h) (2) 積替系列 ア 対象廃棄物 本市町から発生する、ペットボトル、容器包装プラスチック類 イ 処理能力 12.6 t/日 (3) 保管系列 ア 対象廃棄物 【直接保管】 ・ 本市町から発生する、有害ごみ (乾電池、蛍光管、かがみ、体温計など)、びん、古紙類 【処理後保管】 ・ 粗大ごみ・もやさないごみ処理系列から発生する可燃物、不燃物、鉄類、アルミ類 ・ 容器包装以外のプラスチック類処理系列から発生する破砕物 ・ かん処理系列から回収される圧縮・成形かん イ 処理能力 7.9 t/日
計量施設	本施設への搬入ごみ及び搬出物 (焼却主灰、焼却飛灰、資源物、処理不適物及び薬剤等) の計量を行う施設
管理・啓発施設	施設の管理・運営上の一般事務を行う施設及び来場者に向けた環境啓発を行う施設
余熱利用施設 ¹⁾	熱回収施設から発生する熱エネルギーを活用した温浴機能を主体とし、子どもから高齢者まで幅広い利用者に対して、「ふれあい・交流・健康増進」の場を提供する施設

¹⁾ 余熱利用施設について、本市は、基本的には既存の老人福祉センターが有する温浴機能及び交流機能等を代替する施設という位置づけではあるが、余熱利用施設は、年齢・性別問わず多くの人々が利用する施設として整備する観点から、老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第5条の3に規定する老人福祉施設として位置づけるものではない。

(イ) 解体・撤去する施設

施設名	内容
老人福祉センター	(1) 建築構造 R C造 (2) 基礎構造 P C杭、コンクリート造 (3) 施設階数 地上2階、地下1階 (4) 敷地面積 2, 994 m ² (5) 建築面積 1, 060 m ² (6) 延床面積 1, 521 m ²

カ 事業者が行う業務

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

(ア) 設計業務

- a 本施設の設計
- b 測量・地質等の本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- c 本市の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- d 住民説明会等の支援（説明会資料の作成支援を含む）
- e 本市が行う許認可申請支援等
- f その他関連業務

(イ) 建設業務

- a 本施設の建設
- b 付替道路の工事（市道574号）
- c 井水管工事
- d 防災調整池工事
- e その他関連業務（建設工事に係る許認可申請等）

(ウ) 運營業務

- a 受付管理業務
- b 運転管理業務
- c 維持管理業務（管理・啓発施設の補修業務を含む）
- d 環境管理業務
- e 情報管理業務
- f 余熱利用施設の管理・運營業務（余熱利用施設への送迎バスの運行を含む。）
- g 本施設の見学者対応支援
- h その他関連業務（運營業務に係る許認可申請（関連機関との協議を含む。）等）

(エ) 解体・撤去業務

- a 老人福祉センターの解体・撤去
- b その他関連業務（解体・撤去工事に伴う調査等）

なお、本市は、余熱利用施設を地方自治法第244条の規定による公の施設とし、SPCを地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として指定する予定である。

キ 本市が行う業務

本市が行う業務の範囲は次のとおりとする。

(ア) 設計・建設に関する業務

- a 用地の確保
- b 住民同意の取得・住民対応（本市が行うべきもの）
- c 生活環境影響調査
- d 本施設の交付金申請手続き
- e 施設設置届等の許認可申請
- f 設計・施工監理
- g その他これらを実施するうえで必要な業務

(イ) 運営に関する業務

- a 住民対応（本市が行うべきもの）
- b 運営モニタリング
- c 本施設への一般廃棄物の搬入
- d 焼却主灰及び焼却飛灰の運搬、資源化並びに不燃残渣、搬入不適物及び処理不適物の運搬、処分
- e 資源ごみの運搬、資源化
- f 本施設の見学者対応
- g 管理・啓発施設の運営
- h その他これらを実施するうえで必要な業務

(ウ) 老人福祉センターの解体・撤去に関する業務

- a 住民対応（本市が行うべきもの）
- b 解体工事監理
- c 許認可申請手続き
- d その他これらを実施するうえで必要な業務

ク 事業者の収入（本市からの支払い分）

本事業における事業者の収入は、以下の対価から構成される。

(ア) 本施設の整備及び老人福祉センターの解体・撤去に係る対価

本市は、本施設の設計業務及び建設業務（付替道路の工事及び井水管工事を含む）並びに老人福祉センターの解体・撤去業務に係る対価について、施設整備費として建設JVに支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

(イ) 熱回収施設及びリサイクルセンターの運營業務に係る対価

本市は、熱回収施設及びリサイクルセンターの運營業務に係る対価を、委託料として運営期間にわたってSPCに支払う。委託料は、一定範囲の物価変動があった場合に、年に1回改定することができるものとする。なお、委託料は、固定料金と変動料金（廃棄物搬入量に応じて変動）で構成されるものとする。

(ウ) 余熱利用施設の運營業務に係る対価

本市は、余熱利用施設の運營業務に係る対価を、委託料として運営期間にわたってSPCに支払う。委託料は、一定範囲の物価変動があった場合に、年に1回改定することができるものとする。なお、委託料は固定料金で構成されるほか、本市は別途減免補填額²⁾を事業者を支払うものとする。また、施設の利用料金については、事業者の収入とする。

²⁾ 既存の老人福祉センターでは、本市居住の60才以上は利用料金が無料となる減免措置が実施されている。本市は新たに整備する余熱利用施設においても当該減免措置を継続する方針であるが、本市では、減免措置の補填分について、上限を設定して事業者を支払う予定である。なお、詳細については、入札説明書において示す。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業選定の基本的な考え方

本市は、本市自らが本事業を実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定する。具体的には、以下について評価を行う。

- ア 本市の財政負担見込額による定量的評価
- イ P F I 等事業として実施することの定性的評価
- ウ 民間事業者に移転するリスクの評価
- エ 上記による総合的評価

(2) 本市の財政負担見込額による定量的評価

ア 本市の財政負担額算定の前提条件

本事業を本市自らが実施する場合及びP F I 等事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、本市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

(ア) 事業費などの算出方法

項目	P S C の費用の項目	D B O - L C C の費用の項目	算出根拠
①設計・建設業務にかかる費用の算出方法	建設費 工事監理費	建設費 開業準備費	<ul style="list-style-type: none"> ・P S C の費用はプラントメーカーの見積等をもとに設定。 ・D B O - L C C の費用は本市自らが実施する場合に比べ、一定割合の縮減が実現するものとして設定。
②運營業務にかかる費用の算出方法	点検補修費用 役費 人件費	点検補修費用 役費 人件費 S P C 経費 S P C 税・配当	<ul style="list-style-type: none"> ・P S C の費用はプラントメーカーの見積等をもとに設定。 ・D B O - L C C の費用は本市自らが実施する場合に比べ、一定割合の縮減が実現するものとして設定。
③資金調達にかかる費用の算出方法	交付金 一般財源 起債	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・起債は建設費から交付金を控除した額。償還期間15年（据置なし）、利率は起債の近年動向を踏まえて設定。
④その他の費用	—	アドバイザー費 設計・建設モニタリング費 運営モニタリング費	<ul style="list-style-type: none"> ・D B O - L C C は市の直接支出となるアドバイザー費並びに設計・建設及び運営モニタリング費を計上。

(イ) VFM検討の前提条件

項目	値	算出根拠
①割引率	4.0%	・環境省その他で広く一般に用いられている値を採用
②物価上昇率	0.0%	・物価変動しない場合のVFMが算定対象
③リスク調整値	—	・公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識

イ 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づいて、本市自らが実施する場合及びPFI等事業として実施する場合の財政負担を、実額で比較した場合は約6.6%、現在価値換算のうえ比較した場合は約6.7%の財政負担額軽減が見込まれる結果となった。

(3) PFI等事業として実施することの定性的評価

本事業をDBO方式により実施する場合、本市の財政負担額削減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

ア 設計・建設及び運営の効率化

本施設の設計、建設、運營業務を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者独自の創意工夫やノウハウ（専門的知識や技術的能力等）が十分に発揮され、より効率的かつ機能的な設計・建設及び運営が実施されると期待できる。

イ 長期的な視点に基づく運営内容の向上

長期的かつ包括的な委託を行うことにより、運営期間を通じた適時の補修等の実施、中長期的な視点での業務改善の実施、セルフモニタリングの実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による運営内容の向上が期待できる。

ウ リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

(4) 事業者に移転するリスクの評価

PFI等事業として実施する場合は、本市自らが実施する場合に本市が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施するため、本市は、これらのリスクの顕在時に突発的な支出発生を回避できる。

また、これらの移転リスクは、事業者が、本市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できる。

(5) 総合的評価

本事業は、P F I 等事業として実施することにより、本市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担額について、実額で約 6.6%、現在価値換算で約 6.7%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業をP F I 等事業として実施することが適当であると認められるため、P F I 法第 6 条に準じ特定事業として選定する。

3 本事業に関する問合せ先

本事業に関する問合せ先は、次のとおりとする。

〒356-8501

埼玉県ふじみ野市上福岡一丁目1番1号

ふじみ野市 市民生活部 広域ごみ処理施設建設室

電 話 049-262-9027

F A X 049-263-6111

E-mail koikigomi@city.fujimino.saitama.jp

ホームページ

<http://www.city.fujimino.saitama.jp/life/environmen/dust/koiki/jigyo.html>